一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十三年八月九日農林水産省告示第千百六十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年一月二十九日
農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年三月九日農林水産省告示第三百十一号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年一月二十九日
農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成二年十月二十三日農林水産省告示第千三百九十二号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年一月二十九日
農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県宍粟市一宮町三方町字地獄谷一の一、一の八から一の一一まで、字井ノ田一〇の一、一〇の九、一〇の一六、一宮町福野字東ヨコズミ三七の一、三七の五、三七の六、三八の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字地獄谷一の一・字井ノ田一〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年一月二十九日
農林水産大臣　齋藤　健
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県多可郡多可町加美区寺内字入相山六一六の一、六一六の二、六一六の四、六一七の一、六一七の七、六一七の九、六一七の一一、六一七の一三、六一七の一五、六一七の一七の一七から六一七の一九まで、六一七の二一、六一七の二三、六一七の二五、六一八の一から六一八の四まで、六一八の六、六一八の七、六一八の九、六一八の一一、六一八の一五、六一八の二〇、六一八の二一、六一八の二八、六一八の三一、六一八の三四、六一八の三六、六一八の三九、六一八の四三、六一八の四五、六一八の四九から六一八の五一まで、六一八の五三、六一八の五七、六一八の五八、六一八の六〇から六一八の六二まで、六一八の六四、六一八の六六、六一八の九四、六一八の九六、六一八の九八、六一八の九九、六一八の一〇一、六一八の一〇三から六一八の一〇八まで、六一八の一一〇、六一八の一一二、六一八の一一四、六一八の一一六、六一八の一一八、六一八の一二一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成三十年一月二十九日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
417202	三谷　信三
417204	南　理一郎
417205	古谷　剛
417206	塩出　高志
417207	揚野　周
417208	岡田　真実
417209	田原　弘貴
417210	橋岡　峻介
417211	並木　侑一
417212	真田　義人
417213	塩田　睦大
417214	濱野　寛人
417215	三浦　碧
417216	岩崎　敏彦
417217	栗原　和也
417218	渡辺　真也
417219	橘田　和志
417220	宮本　憲一
417221	古谷　剛
417222	揚野　周
417223	田原　弘貴
417224	橋岡　峻介
417225	並木　侑一
417226	真田　義人
417227	塩田　睦大
417228	濱野　寛人
417229	三浦　碧
417203	宮本　憲一
417205	古谷　剛
417207	揚野　周
417209	田原　弘貴
417211	橋岡　峻介
417213	並木　侑一
417215	真田　義人
417217	塩田　睦大
417219	濱野　寛人
417221	三浦　碧
417223	岩崎　敏彦
417225	栗原　和也
417227	渡辺　真也
417229	橘田　和志

○経済産業省告示第六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成三十年一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成三十年一月二十九日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名（変更後）	氏名（変更前）
105870	濱田　順久	浜田　順久
414192	大藤　智子	寺山　智子

○経済産業省告示第七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成三十年一月二十九日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
400289	永富　智之
409634	高山　賢二

○経済産業省告示第八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成三十年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成三十年一月二十九日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
404605	平出　重浩
410133	猶崎　博信

○経済産業省告示第九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成三十年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成三十年一月二十九日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
214123	酒井　克彦
412926	柴田　初雄
410687	荒牧　瑞枝
410695	中田　勝己